

マイクロバスの利用のご案内

地域住民のつながりづくりや、地域の高齢者などの健康づくり、生きがいづくりに役立てていただきため、社会福祉協議会のマイクロバスを貸出します。
どうぞご利用してください。

利用できる団体及び負担金

裏面をご覧ください。

※ 使用した分の燃料(軽油)を給油してください。

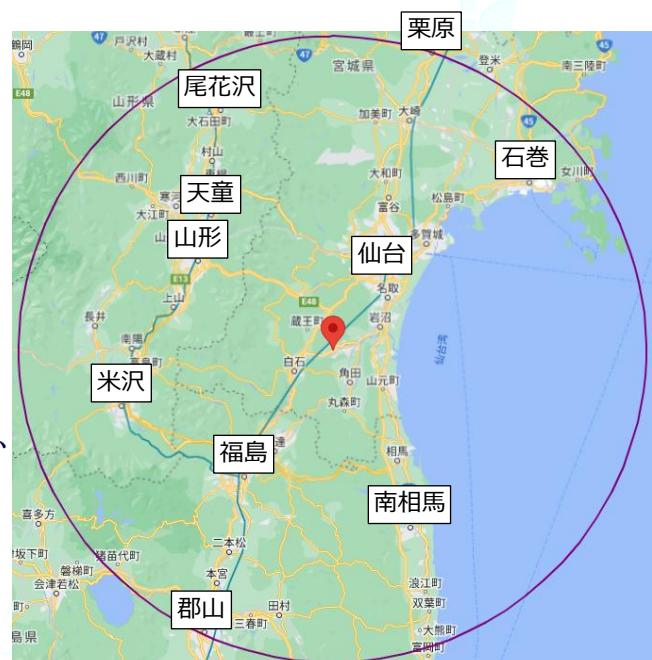


利用できる用途

- ①児童・障害者・高齢者福祉に関する福祉事業所見学、交流体験研修、健康維持や介護予防に係る講習会参加などの福祉活動に関する研修会等
 - ②地域福祉に関連する団体の繋がりの強化や懇親を深めるための視察や移動研修会等
 - ③地区の敬老会や子ども会等の送迎
- ※ 注意
営利目的、政治活動及び特定の宗教活動を目的とした使用や、観光や遊興を主な目的としたもの、日帰り温泉や観光地等への送迎だけの使用はお断りさせていただきます。

注意点

- 1 日帰りのみの使用で、利用時間は9時～16時までとします。
- 2 運行距離は概ね片道 100km 以内です。
直線距離で概ね 80km(右図範囲内)を想定しています。
- 3 乗車人数は10名以上の使用とします。
- 4 使用後は、使用した分の燃料(軽油)を給油し、車内の清掃をしてください。
- 5 申込書を30日前までに提出してください。



問合せ先

社会福祉法人大河原町社会福祉協議会

📞 0224-53-0294

📠 0224-51-3805

〒989-1243

大河原町字南69番地

<https://ogawara-shakyo.net/>

No.	利用できる団体	負担金及び利用回数
1	大河原町共同募金委員会	利用回数 制限なし 負 担 金 無 料
2	社協加入団体 (団体会費納入団体)	利用回数 年1回 負 担 金 団体会費 10,000 円以上になること (団体会費を6,000円納めている団体は、利用時に 4,000円)
3	行政区 ①地区の総会、敬老会、移動研修会 など ②地区の子ども会育成会、PTA など ③地域福祉向上や地区のつながりづくり のための事業 *③については、利用者の殆どが地区に住んで いること	利用回数 年2回まで 負 担 金 区長名義の申請のうち 2回の内の1回を 無料 とします。 それ以外の1回は、団体会費として 10,000 円以上 *必ず区長（地区福祉推進委員長）の承認を受け、区長か 団体の代表者の名義で申請すること
4	大河原町民生委員児童委員協議会 運営委員会(本部)、専門部会3、地区部会4 の 計8部会 それぞれの使用を認める。	利用回数 年 1 回(各部会) 負 担 金 団体会費として 10,000 円以上
5	①大河原町老人クラブ連合会 (役員会、女性部会等、会長申請に限る) ②(単位)老人クラブ(7団体)	利用回数 年2回まで 負 担 金 1回目無料 2回目は団体会費として 10,000 円以上
6	社協に登録しているふれあい・いきいき サロン団体(13 団体)	利用回数 年2回まで 負 担 金 1回目無料 2回目は団体会費として 10,000 円以上
7	上記老人クラブ(連合会)やサロン(助成団 体)に該当しないが、介護予防・生きがいづ くり等を主目的とした、 <u>高齢者による自主運</u> <u>営団体</u> で*「社協に届出」している団体。	利用回数 年1回 負 担 金 団体会費として 10,000 円以上 *バスの利用申請及び団体会費の納入をもって届出があつた ものとみなす。
8	大河原町身体障害者福祉協会	利用回数 年1回 負 担 金 団体会費として 10,000 円以上
9	①大河原町ボランティア連絡会 ②連絡会に加入するボランティア団体 (17 団体)	利用回数 年2回まで 負 担 金 1回目無料 2回目は団体会費として 10,000 円以上 利用回数 年1回 負 担 金 団体会費として 10,000 円以上
10	上記障害者福祉協会やボランティア連絡会 等には該当しないが、社会福祉活動に取組 む任意の自助団体や独自の活動を行う(予 定の)任意のボランティア団体、グループで バスの利用が活動の推進に必要と認められ る場合。	利用回数 年1回 負 担 金 団体会費として 10,000 円以上

*その他、大河原町(役場)、町内の社会福祉法人にも、その用途に応じて貸出します。